

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 字の区域の変更
保険医等の登録
土地改良法による換地処分
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
木材業者等の登録
木材業者等の登録の変更
木材業者等の登録の取消し
基本測量の実施
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 砂利採取業務主任者試験の実施

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号の別添1の（表面）の1中

所 在 地
所 在 地

を

所 在 地	抵 当 権
	有・無有・無有・無
	有・無
所 在 地	抵 当 権
	有・無
	有・無

に

改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯（阿賀）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）
大字阿賀字沢田	大字阿賀字ハフノ前六一の二、六一の三、六二の一、六二の二、六三、六四の二、六四の三、六九の二、六九の三、七〇の二、七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七〇の一と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字屋敷一四〇の二、一四〇の三、一四一、一四二の一、一四三の一と一体をなす国有地の一部 大字阿賀字沢田の全域
大字阿賀字ハフノ前	大字阿賀字ハフノ前のうち六一の二、六一の三、六二の一、六二の二、六三、六四の二、六四の三、六九の二、六九の三

三、七〇の二、七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字阿賀字屋敷

大字阿賀字屋敷のうち一四〇の二、一四〇の三、一四一、一四二の一、一四三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第五百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西 嶋 和 美	鳥薬第六〇三号	昭和六十一年五月十二日
岡 田 稔	鳥医第三、四〇八号	昭和六十一年五月十五日
中 山 陸 美	鳥医第三、四〇九号	〃

鳥取県告示第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（阿賀）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十五号

赤碕町が行う土地改良事業に係る赤碕（光）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第一号	昭和六十一年五月九日	八頭郡用瀬町大字宮原五二一一	有限会社向井材木店 代表者 向井正利
米木第七二号	二月十七日	米子市立町一丁目八一	有限会社飛田材木店 代表取締役 飛田要三郎
第一号	四月八日	西伯郡名和町大字名和一三九八一	川島正寿
第二号	四月十一日	日吉津村大字日吉津一七五一一二	有限会社佐々木組 代表取締役 佐々木敏夫

鳥取県告示第五百七十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録年月日及び番号	住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十一年四月一日 鳥木第三四号	鳥取市湖山町西一丁目三二八一二 鳥取県東部森林組合 組合長理事 山下 節	代表者の氏名	山下 節	木下 金治	昭和六十一年四月一日

製材業者

米木第四四号	米子市米原一五〇三 代表取締役 塩谷和彦	所在地	米子市米原一五〇三	米子市旗ヶ崎二九三一二五	米子市旗ヶ崎二	六月五日
第五六号	米子市目久美町一〇六 小松原 恭二郎	住所	米子市目久美町一〇六	島根県安来市下坂田町五一―七	六月六日	六月六日
日木第十一号	日野郡溝口町溝口一二〇―一 樋口一雄	名称及び代表者の氏名	樋口一雄	樋口林業有限公司 代表取締役 樋口一雄	二月二十四日	二月二十四日

登録年月日及び番号	住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十年四月一日 鳥製第二〇号	鳥取市湖山町西一丁目三二八―二 鳥取県東部森林組合 組合長理事 山下 節	代表者の氏名	山下 節	木下 金治	昭和六十一年四月一日
日製第九号	日野郡溝口町溝口一二〇―一 樋口一雄	名称及び代表者の氏名	樋口一雄	樋口林業有限公司 代表取締役 樋口一雄	二月二十四日

鳥取県告示第五百七十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録年月日及び番号	住所及び氏名	登録取消年月日
昭和六十年四月一日 倉木第九一号	東伯郡関金町大字安歩四四―一 二本 昌	昭和六十一年四月一日

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	登録取消年月日
昭和六十年四月一日 米製第二九号	米子市米原一五〇三 米子木材株式会社 代表取締役 塩谷和彦	昭和六十一年二月十三日

鳥取県告示第五百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 田 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間 昭和六十一年六月十二日から昭和六十二年二月十日まで
- 三 作業地域 東伯郡関金町、西伯郡西伯町及び会見町並びに日野郡日南町、日野町、溝口町及び江府町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和六十一年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十一年七月一日（火）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙について

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和61年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和61年6月27日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和61年7月31日（木）

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所提出すること。

- (1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和61年7月1日(火)から同月14日(月)まで(郵送の場合は、昭和61年7月14日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所に問い合わせること。